

高等部改訂の要点①

I 学校教育法施行規則改正の要点

特別支援学校高等部の教育課程を構成する領域等，各教科・科目の編成，卒業後までに習得すべき単位数等については，学校教育法施行規則第8章に規定されている。今回は，これらの規定について次のような改正を行った。

1 高等部の各教科・科目について（学校教育法施行規則第128条，別表5）

高等部の専門教科について，社会の変化や時代の進展，近年の障害者の就業状況などを踏まえ，必要な見直しを行い，視聴覚者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教科については，「調律」を削除し，「保健理療」「理療」及び「理学療法」の3教科とするほか，各教科に属する科目を改めた。

また，聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教科については，従来どおりの教科構成とするが，「理容・美容」及び「歯科技工」に属する科目を改めた。

さらに，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の教育課程について，職業教育を一層進める観点から「福祉」を新設し，学校教育法施行規則第128条第2項において，「知的障害者である生徒を教育する場合は，国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，職業，家庭，外国語，情報，家政，農業，工業，サービス及び福祉の各教科，第129条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科，道徳，総合的な学習の時間，特別活動並びに自立活動によって編成するものとする。」とした。

2 高等部学修指導要領改訂の要点

(1) 総則

総則については，今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から改善を行った。また，これまで総則に規定してきた「総合的な学習の時間」は第4章として規定することとした。さらに，「重複障害者等に関する特例」は「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」とし，基本的な教育課程の基準を示した後にこれを示すことにより，弾力的な取扱いが分かりやすくなるようにした。

① 教育目標（第1節）

学校教育法第72条の改正を踏まえ，「障害に基づく種々の困難を改善・克服する」を「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図る」と改めた。

② 教育課程の編成の一般方針（第2節第1款）

教育課程編成の原則，道徳教育，体育・健康に関する指導及び自立活動の指導に加え，就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導という構成は従来どおりとし，今回の改訂の趣旨を生かす観点から，次のような改善を行った。

ア 教育課程編成の原則（第1款の1）

今回の改訂の趣旨が生かされるよう，各学校において，生徒に生きる力をはぐくむことを目指し，基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくむとともに，

主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めることとした。また、その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならないこととした。

イ 道徳教育（第1款の2）

高等部における道徳教育について、人間としての在り方生き方に関する教育を行うという基本的な考え方を継承するとともに、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の重要性を強調し、その一層の充実を図るため、引き続き道徳教育の目標として、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神に尊び、他国を尊重し国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを追加した。

ウ 体育・健康に関する指導（第1款の3）

体育・健康に関する指導については、新たに学校における食育の推進及び安全に関する指導を加え、発達の段階を考慮して、食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び、心身の健康の保持増進に関する指導を、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとした。

エ 自立活動の指導（第1款の4）

自立活動の指導については、学校教育法第72条の改正を踏まえ、「障害に基づく種々の困難を改善・克服する」を「障害による学習上又は生活上の困難」と改めた。

(2) 各教科・科目の履修等（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）

① 各教科・科目及び単位数等（第2節第2款）

ア 卒業までに履修させる単位数（第2款第1の1）

卒業までに履修させる単位数は、従前と同じ、74単位以上としている。

イ 各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数等（第2款第1の2）

従前は、「普通教育に関する各教科・科目」とされていたものを、「各学科に共通する各教科・科目」（以下「共通する教科・科目」という。）とした。このうち、国語、数学、理科、外国語、家庭、情報の各教科において、科目構成を見直している。

ウ 主として専門学科において開設される各教科・科目（第2款第1の3）

従前は、「専門教育に関する各教科・科目」とされていたものを、「主として専門学科において開設される各教科・科目」とした、また、13教科のすべてにおいて、科目構成を見直している。

② 各教科・科目の履修等（第2節第2款第2の1）

ア 必履修教科・科目（第2款第2の1）

国語、数学及び外国語の各教科については、すべての生徒が履修する共通必履修科目「国語総合」、 「数学Ⅰ」、及び「コミュニケーション英語Ⅰ」を設けている。ただし、生徒や学校の多様な実態に対応できるようにするため、これらの単位数については、2単位まで単位を減じることを可能とした。その結果、必履修科目の最低合計単

位数は従前と同様 31 単位となっている。

また、理科については、物理、化学、生物、地学の 4 領域の中から 3 領域以上学ぶという理念は維持した上で、学校の裁量を拡大し、4 領域それぞれの基礎を付した科目から 3 科目を履修する場合には、複数の領域にまたがる総合的な科目の履修は不要とすることとした。

なお、総合的な学習の時間については、すべての生徒に履修させることやその単位数は各学校において適切に定めることを明確にした。

イ 専門学科における各教科・科目の履修（第 2 款第 2 の 2）

専門学科における専門教科・科目の必修単位数は、従前と同様、25 単位以上としている。なお、総合的な学習の時間の履修と、職業に関する科目の課題研究の履修との代替に関する規定は、従前は第 2 節第 2 款第 3 の 7 に規定していたが、今回の改訂では、第 2 の 2 (3) として規定した。

③ 各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の時間の授業時数等（第 2 節第 2 款第 3）

各学校が創意工夫を生かした指導計画や時間割を編制することができるよう、授業時数の運用等について一層の弾力化を図るため、次のような見直しを行っている。

ア 年間授業週数（第 2 款第 3 の 1）

年間授業週数については、35 週以上にわたって行うことを標準とし、必要がある場合には特定の学期又は期間に行うことができるとの規定は従前と同様であるが、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業を設定する場合も含まれることを明確に示した。

イ 週当たりの授業時数（第 2 款第 3 の 2）

週当たりの標準授業時数は、従前と同様、30 単位時間としているが、必要がある場合にはこれを増加することができることを明確にした。

ウ 授業 1 単位時間（第 2 款第 3 の 6）

各教科・科目等の 1 単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の学習活動の特質を考慮して、引き続き、各学校において定めることを前提に、教科担任制である高等部については、特に「10 分程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。」と規定を置いた。なお、単位の計算は、1 単位時間を 50 分とし、35 単位時間の授業を 1 単位とすることを標準とすることは従前と同様である。

エ 総合的な学習の時間における学習活動による特別活動の学校行事との代替（第 2 款第 3 の 7）

総合的な学習の時間において体験活動を行う場合であって、当該学習活動により特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合において、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる旨を規定した。

(3) 各教科・科目の履修等（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）

① 各教科の履修（第2節第3款第1）

ア 卒業までに履修させる各教科等（第3第1の1）

各学校において、卒業までに履修させる各教科及びその授業時数等に関する事項を定めることを明確にした。

イ 各学科に共通する各教科等（第3款第1の2）

従前は、「普通教育に関する各教科・科目」とされていたものを、「各学科に共通する各教科・科目」とした。

ウ 主として専門学科において開設される各教科（第3款第1の3）

従前は、「専門教育に関する各教科」とされていたものを、「主として専門学科において開設される各教科」とするとともに、「福祉」を新たな教科として加えた。

② 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の時間の授業時数等（第2節第3款第2）

各学校が創意工夫を生かした指導計画や時間割を編制することができるよう、授業時数の運用等について一層の弾力化を図るため、次のような見直しを行っている。

ア 各学年の総授業時数（第3款第2の1）

各学年の総授業時数は、従前どおり、1,050単位時間を標準とするが、必要がある場合にはこれを増加させることができることを明確にした。

イ 年間授業週数（第3款第2の2）

年間授業週数については、35週以上にわたって行うことを標準とし、必要がある場合には特定の学期又は期間に行うことができるとの規定は従前と同様であるが、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業を設定する場合も含まれることを明確に示した。

ウ 授業1単位時間（第3款第2の8）

各教科・科目等の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の学習活動の特質を考慮して、引き続き、各学校において定めることを前提に、教科担任制である高等部については、特に「10分程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。」と規定を置いた。なお、単位の計算は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とすることを標準とすることは従前と同様である。

エ 総合的な学習の時間における学習活動による特別活動の学校行事との代替（第3款第2の9）

総合的な学習の時間において体験活動を行う場合であって、当該学習活動により特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合において、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる旨を規定した。

(4) 教育課程編成・実施上の配慮事項及び単位の修得・卒業の認定等（第2節第4款から第7款）

① 教育課程の編成に当たって配慮すべき事項（第2節第4款）

ア 各教科・科目等の内容の取扱い（第4款第2(5)）

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科の指導並びに各教科、道徳、特別活動及び自立活動を合わせた指導を行う際には、生徒の知的状態や経験等に応じて、具体的な指導内容を設定することを明確にした。

イ 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項（第4款第3）

今回の改訂の趣旨が実際の指導において生かされるようにするため、指導計画の作成等に当たっての配慮事項を示した。

(ア) 個別の指導計画の作成（第4款第3(3)）

各教科等にわたって個別の指導計画を作成するとともに、適切に評価し指導の改善に努めることを示した。

(イ) 義務教育段階での学習内容の確実な定着（第4款第3(4)）

今回の改訂では、学校や生徒の実態に応じて、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことを配慮事項に新たに示し、高等部の段階の学習に円滑に移行できるようにすることを重視した。

(ウ) 道徳教育の全体計画の作成（第4款第3(5)）

全教師が協力して道徳教育を展開するため、第2節第1款の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、指導方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成することを新たに規定した。

(エ) 交流及び共同学習（第4款第3(6)）

高等学校の生徒等との交流及び共同学習を、計画的、組織的に行うことを示した。

ウ 職業教育に関して配慮すべき事項（第4款の4）

従前から就業体験の機会の確保については規定していたが、今回の改訂では、キャリア教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとすることを示し、キャリア教育や就業体験の一層の推進を促している。

エ 教育課程の実施に当たって配慮すべき事項（第4款の5）

今回の改訂の趣旨が実際の指導において生かされるよう、教育課程の実施に当たっての配慮事項の規定の充実を図っている。

(ア) 重複障害者の指導（第4款第5(2)）

重複障害者の指導の指導に当たっては、専門的な知識や技能を有する教師間の協力や専門家の指導・助言を求めるなどして、学習効果を一層高めることを示した。

(イ) 生徒の言語活動の充実（第4款第5(3)）

今回の改訂においては、言語活動の充実を重視している。このため、配慮事項として、各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要であるこ

とを示した。

(ウ) 進路指導の充実（第4款第5(6)）

キャリア教育の推進という観点から進路指導を行うとともに、その際家庭及び地域や福祉、労働等の関係機関との連携を十分に図ることなどを示した。

(エ) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視（第4款第5(7)）

各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫することを示した。

(オ) 学習の遅れがちな生徒の指導（第4款第5(8)）

学習の遅れがちな生徒については、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるという工夫の例を明示しながら、各教科・科目等の選択などについて必要な配慮を行うことを示した。

(カ) 情報教育の充実（第4款第5(11)）

各教科・科目等の指導に当たっては、情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実することを示した。

(キ) 個別の教育支援計画の作成（第4款第5(16)）

家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携した支援を行うため、すべての生徒に個別の教育支援計画の作成することを示した。

(ク) 部活動の意義と留意点（第4款第5(17)）

教育課程外の学校教育活動である部活動について、その意義とともに、教育課程との関連が図られるように留意することや運営上を行うことなどを示した。

(ケ) 特別支援教育のセンターとしての役割（第4款第5(18)）

高等学校等に在籍する障害のある生徒やその教師等に対する助言・援助を行ったり、保護者等に対する教育相談を行ったりするなど、特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことや他の特別支援学校や高等学校等との連携を図ることを示した。

② 単位の修得及び卒業後の認定（第5款）

従前と同様に、卒業までに習得させる単位数は、履修させる単位数と同じく 74 単位以上とし、自立活動の授業についても単位数として換算し、この単位に含めることができるようにしている。

③ 重複障害者等に関する教育課程の取扱い（第6款）

「重複障害者等に関する特例」を「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」としたほか、授業時数に関する取扱いも第5でまとめて示すこととし、5項目に整理し示した。

ア 特に必要がある場合には、外国語科において、小学部の外国語活動の一部を取り入れることができるとした。

イ 知的障害を併せ有する者について特に必要がある場合には、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の履修によることができることとした。

また、その成果が目標から見て満足できるものについて、校長は高等部の全課程の

修了を認定することを示した。

④ 専攻科（第7款）

視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科について各教科・科目の見直しを行った。

(5) 各教科

① 視覚障害者又は聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 各教科の目標と各科目の目標、内容等について、高等学校に準ずることは従前と同様であるが、生徒の障害の種類と程度に応じた指導の一層の充実を図るため、各障害種別に示されている指導上の配慮事項について改善を図った。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校の専門教科・科目について、社会の変化に応じた指導をより充実する観点から改善を図った。

② 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 社会の変化や生徒の実態の多様化等に応じた指導をより充実する観点から、各教科の目標及び内容等の改善を図った。

イ 職業教育を推進する観点から、福祉に関する基礎的・基本的な内容で構成する教科「福祉」を新たに設けた。

(6) 総合的な学習の時間（第4章）

総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、総則から取り出し、新たに第4章として位置付けることとした。総合的な学習の時間の目標、内容等については、高等学校に準ずるとともに、指導に当たっての配慮事項を示した。

(7) 自立活動（第6章）

① 目標

学校教育法第72条の改正を踏まえ、「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」と改めた。

② 内容

今回の改訂では、社会の変化や生徒の障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた適切な指導を充実するため、「他者とのかかわりの基礎に関すること」、「他者の意図や感情の理解に関すること」「自己の理解と行動の調整に関すること」「集団への参加の基礎に関すること」「感覚や認知の特性への対応に関すること」を新たに示した。また、新たな区分として「人間関係の形成」を設けて整理した。

また、それぞれの内容についても同様の観点から見直し、従前の5区分22項目を6区分26項目に改め、可能な限り分かりやすく表現するよう改善を図った。

③ 指導計画の作成と内容の取扱い

個別の指導計画の作成についてより一層理解を促すため、生徒の実態の把握、指導

の目標の設定，具体的な指導内容の設定，評価等の配慮事項をそれぞれ示すこととした。また主体的な活動を一層進めるとともに生徒自身が活動しやすいように環境を整えていくことが重要であることから，「個々の生徒が，活動しやすいように自ら環境を整えたり，必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。」を新たに示した。

Ⅱ 具体的な改訂事項

※ 新設事項

太字変更・追加

重要



1 第1章 総 則

(第1章第1節 高等部学習指導要領 95 ページ)

第1節 教育目標	改訂のポイント, 補足・説明【説明会資料 p 21～p 22】
高等部における教育については，学校教育法第72条に定める目的を実現するために，生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して，次に掲げる目標の達成に努めなければならない。 1 学校教育法第51条に規定する高等学校教育の目標 2 生徒の※障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識，技能，態度及び習慣を養うこと。	※ 学校教育法第72条の改正を踏まえ，従前の「障害に基づく種々の困難を改善・克服する」を「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図る」と改めた。 ・ 高等学校に準じる。 ・ 特別支援学校の高等部は，高等学校教育と同一の目標を掲げていることに加え，障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識，技能を授けることを目的としている。

2 第2節 教育課程の編成

(第1章第2節第1款の1 高等部学習指導要領 95 ページ)

一般方針	改訂のポイント, 補足・説明【説明会資料 p 24～p 27】
1 各学校においては，教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに（略）は生徒に生きる力をはぐくむことを目指し，創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で，基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくむとともに，主体的に学習に取り組む態度を養い，個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際，生徒の発達の段階を考慮して，生徒の言語活動を充実するとともに，家庭との連携を図りながら，生徒の学習習慣が確立するように配慮しなければならな	(1) 教育課程の編成の主体 ・ 今回の改訂においても，「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示され，教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が引き続き強調されている。 ・ 「各学校においては，・・・適切な教育課程を編成するものとし，これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」との記述が追加された。(略)，教育基本法第2条と同様，生徒が目標を達成することを義務付けるものではないが，今回の改訂により，各学校は，教育基本法，学校教育法及び学習指導要領に掲げる目標を達成するよう教育を行う必要があることが明確になった。 (2) 教育課程の編成の原則 ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと。 イ 生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し，その障害の状態及び発達段階や特性並びに地域や学校の実態を十分考慮すること (7) 障害の状態及び発達段階や特性等を教育課程

い。	の編成に反映させることが必要。 (イ) 地域の実態を考慮して教育活動を計画する。 (ウ) 学校の実態を考慮して、また「学科の特色を十分考慮して適切な教育課程を編成する」 (3) 生きる力をはぐくむ各学校の特色ある教育活動の展開 ① 基礎的・基本的な知識・技能の習得。 ② 思考力・判断力・表現力等の育成。 ③ 学習意欲の向上や学習習慣の確立。 ④ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実をバランスよく図ること。
----	--

(第1章第2節第1款の2 高等部学習指導要領 95・96 ページ)

道徳教育	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 24~p 27】
2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め努め・・・「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動において、また知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、それぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。 - 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき（略）伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し個性豊かな文化の創造を図るとともに公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し（略） - 道徳教育を進めるに当たって尊重する精神、自立の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。	ア 高等部における道徳教育の考え方 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫が求められることや小・中学部と異なり道徳の時間が設けられていないこともあって、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導のための配慮が特に必要。 - 高等部における道徳教育の考え方として示されているのが、人間として在り方生き方に関する教育であり、公民科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校は、道徳）やホームルーム活動を中心に各教科・科目（知的障害者である・・・）等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒の人間として在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導をおこなうものとしている。 イ 人間としての在り方生き方に関する教育の趣旨 ウ 各教科・科目等における人間としての在り方生き方に関する教育の展開 - 人間としての在り方生き方に関する教育は、学校の教育活動全体を通じて各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものである。特に公民科の「現代社会」及び「倫理」、特別活動にはそれぞれも目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。 ・ 今回の改訂においては、改正教育基本法により新たに規定された理念を踏まえ、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛」すること、「公共の精神を尊」ぶこと、「他国を尊重」すること、「環境の保全に貢献」することについて記述を加えている。

体育・健康に関する指導	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 24~p 27】
3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における※食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより家庭科、特別活動、自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。 (略)	- 学校における体育・健康に関する指導に生徒の発達の段階を考慮して、学校教育活動全体として取り組むことが必要であることを強調したものである。 - 体育に関する指導については、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上を重視し、生徒が自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切である。 - 学校における食育の推進については、偏った栄養摂取などによる肥満傾向の増加など食に起因する健康課題に適切に対応するため、生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。 - 安全に関する指導においても、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導を重視し、安全に関する指導を正しく判断し、安全のための行動に結びつけるようにすることが重要である。

自立活動の指導	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 35~p 36】
4 学校における自立活動の指導は、障害による※学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動（知的障害者・各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動）と密接な関連を保ち、個々の生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。	- 学校における自立活動の指導は「自立し社会参加する資質を養うため」に行うことを明確にしている。 - 自立活動の指導は特設された自立活動の時間はもちろん、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動（知的障害者を教育する特別支援学校においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動）の指導を通じて適切に行わなければならない。 - 自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自立活動の時間における指導は、その一部であることを理解する必要がある。 ※ 「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」と改めた。

高等部学習指導要領 ②

※ 新設事項 太字変更・追加 重要

- 3 第2節 第2款 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修等

（第1章第2節第2款1の1 高等部学習指導要領 97 ページ）

卒業までに履修させる単位数等	改訂のポイント，補足・説明【説明会資料 p 39～p 42】
1 各学校においては，卒業後までに…（中略）この款の第2に掲げる各教科・科目の単位数及び総合的な学習の時間の単位数を含めて74単位（自立活動の授業については，授業時数を単位数に換算は，1単位時間を50分とし，35単位時間の授業を1単位として計算する。	・ 生徒が履修すべきものとして定める各教科・科目の単位数及び生徒が行うべきものとして定める総合的な学習の時間の単位数の合計は74単位以上でなければならない。ただし，これは高等部在学中に履修させる単位数の下限を定めたものであり，生徒の実態に応じ，各学校が，生徒により多くの単位数を履修させることを妨げるものではない。 ・ 今回の改訂では，必履修教科・科目の設定に関して，高等部生徒に最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必履修教科・科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅の拡大（多様性）とのバランスに配慮し，各必履修教科・科目の単位数を原則として改訂前よりも増加させないこととした。

- 3 第2節第3款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

第2 各教科，道徳，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動の授業時数等

（第1章第2節第3款第2の1 高等部学習指導要領104ページ）

年間総授業時数	改訂のポイント，補足・説明【説明会資料 p 62 ～ p 63】
1 各教科，道徳，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動（以下「各教科等」という。ただし…特別活動については，ホームルーム活動に限る。）の総授業時数は，各学年とも1,050単位時間（1単位時間は，50分として計算するものとする…）を標準とし，特に必要がある場合には，増加することができる。	・ 総授業時数の考え方は，従前と同様である。 ・ 総授業時数については，各学年とも1,050単位時間を標準としている。 ・ 今回の改訂により，特に必要のある場合には，増加することができることとなった。 ・ 今回の改訂において，生徒の知的障害の状態，地域や学校の実態等に応じ，一層弾力的な教育課程が編成できるようにする視点から，「各教科及び総合的な学習の時間の配当学年及び該当学年における授業時数，道徳，特別活動及び自立活動の各学年における授業時数を適

切に定めるものとする。」と改めた。

(第1章第2節第3款第2の9 高等部学習指導要領105ページ)

総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 62 ～ p 63】
※9 総合的な学習の時間における学習活動において、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合において、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。	※ 新規 - 今回の改訂においては、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力及び学習意欲の3つの重要な要素を調和的に定着・育成することを重視し、知識・技能の活用を図る学習活動や言語活動の充実を図ることとしているが、各教科等を横断する課題についての問題解決や探求活動を行う総合的な学習の時間は、知識、技能の習得を図る学習活動、これらの活用を図る学習活動及び探求活動という一連の学習活動の流れの重要な役割を担っている。 - 従前総則に位置付けられていた総合的な学習の時間に関する規定を、第4章として位置付けた。 - 総合的な学習の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨も踏まえ、体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものでない。 - 例えば、補充学習のような専ら特定の教科・科目の知識・技能の習得を図る学習活動や運動会のような特別活動の健康安全・体育的行事の準備などを総合的な学習の時間に行うことは、総合的な学習の時間の趣旨になじまない。

4 第2節第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

(第1章第2節第4款の2の(5) 高等部学習指導要領105ページ)

各教科等の指導内容の設定	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 72】
(5) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科の指導に当たっては、各教科の段階に示す内容を基に、生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的な指導内容を設定するものとする。 また、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、各教科の各段階、道徳、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、生徒の知的状態	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 72】 - 各教科の指導については、具体的な指導内容を設定する必要があることを明確化する。 - 今回の改訂においては、小学部及び中学部と同様に、高等部についても、一人一人の生徒の知的障害の状態や経験等に即して指導が行うことができるように、各教科の指導については、第2章第2節第1款及び第2款に示された各教科の内容を基に、具体的な指導内容を設定することを示した。 - また各教科だけでなく、各教科、道徳、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行う際にも、具体的な指導内容を設定する必要があることを示している。

や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。	・従前の「知的発達の遅滞の状態や経験等に応じて」との表記については、知的障害という障害名が定着していることや知的障害について適切な理解が進んでいることから「知的状態や経験等に応じて」と改めた。
------------------------------	--

5 第2節第4款 3 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

(第1章第2節第4款の3の(3) 高等部学習指導要領106ページ)

個別の指導計画の作成	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 74 ～ p 75】
(3)※ 各教科・科目等(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科等・・・)の指導に当たっては、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。	※ 各教科・科目等において指導計画の作成を義務付け。 - 各教科・科目や特別活動など学級等ごとの生徒に共通する指導目標や指導内容を定めて指導が行われる場合には、例えば、生徒一人一人に対する指導上の配慮事項を付記するなどして、学級等ごとに作成する指導計画を個別の指導計画として活用することなども考えられる。 - 高等部段階では、卒業後の進路を視野に入れ、例えば、生徒の障害の状態や進路希望、興味・関心等を踏まえて就業体験等の体験的な学習を行うなど、創意工夫を加えることが必要。

(第1章第2節第4款の3(4) 高等部学習指導要領107ページ)

義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫	改訂のポイント、補足・説明【説明資料 p 75 ～ p 76】
※(4) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、学校の生徒や実態に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。 ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。 イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。 ウ 義務教育段階での学習内容	※ 新規 今回の改訂においては、学校や生徒の実態に応じて義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことを指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として新たに示し、高等部段階の学習に円滑に移行できるように重視している。 ア 高等部における各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の定着を図るための学習機会を適宜設けるという方策であり、最も柔軟に講じられる対応策の一つと考えられる。 イ 必修教科・科目について単位数を増加させることえ十分な指導時間を確保し、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図りながら、必修教科・科目の内容の確実な定着を図ることができるよう丁寧な指導を行うという対応策を示している。 ウ 必修教科・科目を履修させる前に、義務教育段階の学習内容の定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させる方策を示している。

の確実な定着を図ることを目的とした学校設定科目等を履修させた後に、必修教科・科目を履修させるようにすること。

(第1章第2節第2第4款の3 (5) 高等部学習指導要領 107 ページ)

道徳教育の全体計画の作成	改訂のポイント、補足・説明【説明資料 p 76 ～ p 78】
※(5) 全教師が協力して道徳教育を展開するため、第1款の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成すること。	※ 新規 ・ 「一般方針」に示す道徳教育の目標を踏まえる。 ・ 道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した計画である。

(第1章第2節第2第4款の3 (6) 高等部学習指導要領 107 ページ)

交流及び共同学習	改訂のポイント、補足・強調【説明資料 p 76 ～ p 78】
(6) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ…(中略)特に、生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。	・ 特別支援学校や高等学校が、それぞれの学校の教育課程に位置付けて、障害のある者となない者が共に活動する交流及び共同学習は、障害のある生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有しているとともに、双方の生徒にとって、意義深い教育活動であることが明らかになってきている。 ・ 今回の改訂においては、特別支援学校の生徒と高等学校等の生徒との交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことを位置付けた。(計画的：年間指導計画等、組織的：校務分掌等) ・ 障害のある生徒と障害のない生徒が一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科・科目等の目標の達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。したがって、この二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進していく必要がある。

5 第2節第4款 4 職業教育に関して配慮すべき事項

(第1章第2節第4款の4 (3) 高等部学習指導要領 108 ページ)

就業体験の機会の確保	改訂のポイント、補足・説明【説明資料 p 82 ～ p 83】
(3) 学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域及び産業	・ 今回の改訂においては、第1章第2節第1款において、引き続き就業にかかわる体験的な学習の指導適切に行うように示すとともに、普通科を含

界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。	めてどの学科においても、キャリア教育を推進する観点から、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮すべきことを示したものである。 - 今回の改訂では、産業現場等における長期の実習を取り入れることが就業体験の機会の例として明示された。 - 特別支援学校高等部においては、障害種別や学科の特色、個々の生徒の実態等に応じて、これまでも職業教育を重視し、比較的長期間に及ぶ実習を行うなどして、指導の成果を上げてきている。したがって、今後とも、今回の改訂の趣旨に沿って、より一層就業体験等の機会を設けるよう努めることが大切である。
--	--

6 第2節第4款 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

(第1章第2節第4款の5 (1) 高等部学習指導要領 108 ページ)

指導方法や指導体制の工夫改善	改訂のポイント、補足・説明【説明資料 p 84 ～ p 85】
(1) 学校の教育活動全体を通じて、個に応じた指導を充実するため、個別の指導計画に基づき指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際、生徒の障害の状態や学習の進捗等を考慮して、個別指導を重視するとともに、授業形態や集団の構成の工夫、それぞれの教師の専門性を生かした協力的な指導などにより、学習活動が効果的に行われるようにすること。	個別の指導計画については、従前より、自立活動や重複障害者の指導の際に作成し、個に応じた指導に生かしてきた。その実績を踏まえ、今回の改訂においては、生徒の実態に即した指導を一層推進するため、自立活動や重複障害者の指導のみならず、各教科・科目等にわたり個別の指導計画を作成することに留意する必要がある。

(第1章第2節第4款の5 (2) 高等部学習指導要領 111 ページ)

重複障害者	改訂のポイント、補足・強調【説明資料 p 84 ～ p 85】
※(2) 複数の種類の障害を併せ有する生徒(以下「重複障害者」という。)については専門的な知識・技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること。	※ 新規 - 今回の改訂では、生徒に応じた指導を一層推進するため、重複障害者に対する配慮事項を新たに示した。 - 重複障害者は、一人一人の障害の状態が極めて多様であったり、発達の諸側面にも不均衡が大きかったりすることから、校内において、それぞれの障害についての専門性を有する教師間で連携するだけでなく、例えば、学校医等を含めた関係する教職員によって検討する機会を設けるなどして、適切な指導内容・方法を考えることも大切である。 - 指導に当たっては、必要に応じて専門の医師、

	看護師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，心理学の専門家及び福祉施設や労働機関の職員等の指導・助言を求めたりする。
--	--

(第1章第2節第4款の5 (6) 高等部学習指導要領 109 ページ)

進路指導の充実	改訂のポイント，補足・説明【説明資料 p 90 ～ p 91】
(6) 生徒が自己の在り方生き方を考え，主体的に進路を選択することができるよう， 校内の組織体制を整備し，教師間の相互の連携を図りながら，学校の教育活動全体を通じ，計画的，組織的な進路指導を行い，キャリア教育を推進すること。その際，家庭及び地域や福祉，労働等の業務を行う関係機関と連携を十分に図ること。	- 今回の改訂においては，「校内の組織体制を整備し，教師間の相互の連携を図ること」，「家庭及び地域や福祉，労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること」を新たに加えた。 - 今回の改訂においては，「キャリア教育を推進すること」を追加して示しており，進路指導が生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育の一環として重要な役割を果たすものであること，学ぶ意義の実感にもつながることなどを踏まえて指導を行うことが大切である。

(第1章第2節第4款の5 (10) 高等部学習指導要領 109 ページ)

訪問教育における指導の工夫	改訂のポイント，補足・強調【説明資料 p 93 ～ p 94】
※(10) 障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して，教員を派遣して教育を行う場合については，障害の状態や学習環境等に応じて，指導方法や指導体制を工夫し，学習活動が効果的に行われるようにすること。	※ 新規 高等部の生徒の障害は，重度・重複化，多様化しており，「障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して，教員を派遣して教育を行う場合」（訪問教育）は，障害の状態や学習環境等に応じた指導方法や指導体制を工夫し，効果的な指導を一層推進する必要があることから，今回の改訂では，教育課程実施上の配慮事項として，新たに規定を設けた。

(第1章第2節第4款の5 (16) 高等部学習指導要領 109 ページ)

家庭，児童福祉施設，医療機関等との連携	改訂のポイント，補足・説明【説明資料 p 97 ～ p 98】
(16) 家庭及び地域や医療，福祉，保健，労働等の業務を行う関係機関との連携を図り，長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために，個別の教育支援計画を作成すること。	- 今回の改訂では，「個別の教育支援計画を作成すること。」を示した。 - 個別の教育支援計画を作成することにより，例えば 中学部や中学校で作成の個別の教育支援計画を引き継ぎ，適切な支援の目標や内容を設定したり，進路先である企業や福祉施設等に在学中の支援の状況を伝えている際に個別の教育支援計画を活用したりするなどして，関係者間で生徒の実態や支援内容について共通理解を図り，学校や関係機関における適切な指導や必要な支援に生かすことが大切である。

	・ 特に高等部段階においては、学校から進路先へ移行が円滑に進むようにすることが重要である。例えば、企業や福祉施設等で就業体験等の体験学習を通して生徒が就業への意欲を高めたり、進路先で課題に落ち着いて取り組んだりできるよう、関係者間で連携協力しながら、個別の教育支援計画を作成することが大切である。
--	--

(第1章第2節第4款の5 (18) 高等部学習指導要領 110 ページ)

特別支援教育に関するセンターとしての役割	改訂のポイント、補足・説明【説明資料 p 99 ～ p 100】
(18) 高等学校等の要請により、障害のある生徒又は該当生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。	・ 今回の改訂では、これまで特別支援学校が地域の実態や家庭の要請等に応じて、生徒やその保護者に対して行ってきた教育相談等のセンターとしての役割に加え、地域の高等学校等の要請に応じ、障害のある生徒や担当する教師等に対する助言や援助を行うこと、その際学校として組織的に取り組むこと、他の特別支援学校等と連携を図ることが示された。 ・ なお、高等部学習指導要領では、「高等学校等の要請により・・・」としており、高等学校だけでなく、小・中学校等に在籍する障害のある幼児・児童生徒や担当教師等への支援も含まれていることに留意する必要がある。

7 第2節第6款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

(第1章第2節第6款の1 (3) 高等部学習指導要領 111 ページ)

	改訂のポイント、補足・説明【説明資料 p 106 ～ p 100】
※(3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科に属する科目については、小学部・中学部学習指導要領に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。	※ 新規 ・ 今回の改訂では、小学部において新たに外国語活動が示されたことから、高等部において外国語科に属する科目を指導する際に、生徒の障害の状態等により特に必要がある場合には、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部において小学部・中学部学習指導要領に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができることとした。なお、その際には、目標及び内容の一部を取り入れることができるが、全部を替えることまではできない点に留意する必要がある。

(第1章第2節第6款2(2) 高等部学習指導要領 112 ページ)

	改訂のポイント、補足・説明【説明資料 p 107 ～ p 107】
※(2) 生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、第1章第2節第3款に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の履修等によることができること。	※ 新規 ・ 知的障害を併せ有する生徒の教育課程を編成するに当たっては、生徒の障害の状態により、一層の弾力化を図る必要があることから、この規定を新たに示した。 ・ 本項の規定を適用する際には、第3款第1の1の「卒業までに履修させる各教科等」において、道徳の履修が必要とされていることなどにも留意する必要がある。

(第1章第2節第6款2(3) 高等部学習指導要領 112 ページ)

	改訂のポイント、補足・説明【説明資料 p 107 ～ p 107】
※(3) 校長は上記2の(2)により、第1章第2節第3款に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。	※ 新規 ・ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等を履修した者に対して全課程修了の認定に関する新たな規定を示した。 ・ 前項の規定を用いた場合には、単位制によるのではなく、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における全課程の終了の認定等にかかる規定(第1章第2節第5款第2)と同様となる。すなわち、各教科等の学習の成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、校長は、高等部の全課程の修了を認定するものとしている。

Q & A

Q 1 個別の教育支援計画の「策定」が、どうして「作成」になりましたか

A : 今回は、だれでもが分かる平易な表現に変更しました。

そのため、今回、個別の指導計画の作成、と同じ、個別の教育支援計画の作成に変更されました。

Q 2 高等部の自立活動の「人間関係の形成」について、今年度から実施は可能

A : 平成22年度から移行であるが、自立活動の「人間関係の形成」だけ切り離しては実施できない。しかし、内容の取扱いについては、これまでの区分の中の内容に置き換えてできるもあるのでその中ですることは可能である。学校で工夫してやっていることは、構わない。

したがって、今年度21年度については、自立活動の「人間関係の形成」をやっているとは言えません。